

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等に関する提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 制度導入及び運用等に係る国の費用負担の明確化等

(1) 番号制度は、より公平な社会保障制度の基盤を確立するための制度であるので、システムやネットワークの導入について、原則として全額を国において適切に措置すること。

また、制度導入に伴い必要となるシステム改修等に要する経費についても、地方に新たな負担が生じないようにすること。

さらに、早期にシステムの仕様を公表するとともに、災害時等におけるバックアップ機能の確保にも十分配慮すること。

(2) 制度の導入・運用等に関する各種ガイドラインの策定、策定のための事前検証作業及び職員の研修経費等、地方自治体における円滑な制度導入・運用を支援する費用については、国において負担すること。

2. 制度導入に伴って影響を受ける事務については、平成 28 年の利用開始に向けて、速やかに自治体現場における事前検証作業を開始すること。その作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、対策を明らかにして政省令へ反映させるとともに、導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

3. 制度の構築に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、地方自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

また、導入に当たって、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、地方自治体における既存条例との整合性に十分に配慮し、地方自治体への早期かつ十分な情報提供を行うこと。